

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する往診支援 実施概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅療養等を行っている患者に対し、往診を行う医療機関を支援することにより、県健康福祉事務所または市保健所（以下、「保健所等」という）によるフォローアップ体制の強化を図り、自宅療養者等が安心して療養できる環境を確保する。

2 実施内容

保健所等において往診が必要と判断された場合、自宅療養者等への往診を行った医療機関に対し、協力を支給する。

(1) 事業の対象となる患者

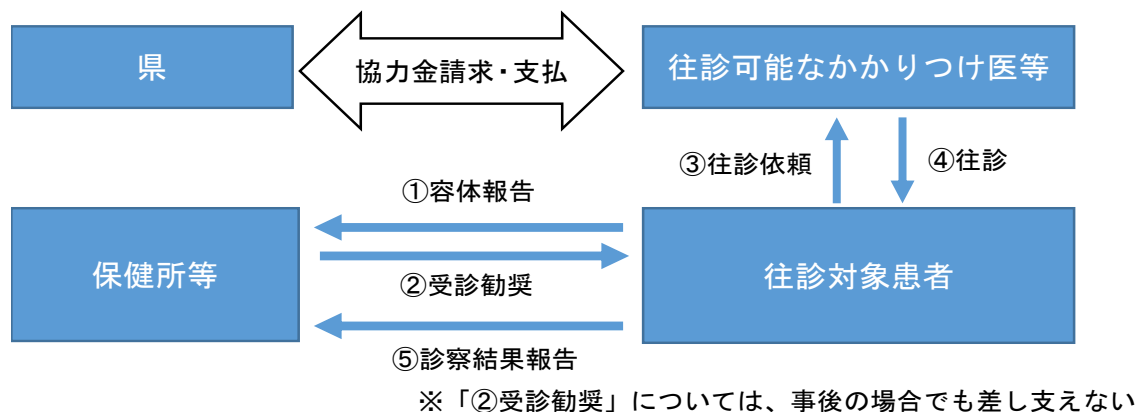
無症状・軽症等で自宅、宿泊療養施設、福祉施設（介護老人福祉施設、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設）等において待機・療養している者で、保健所等から受診勧奨のあった者

(2) 支援内容

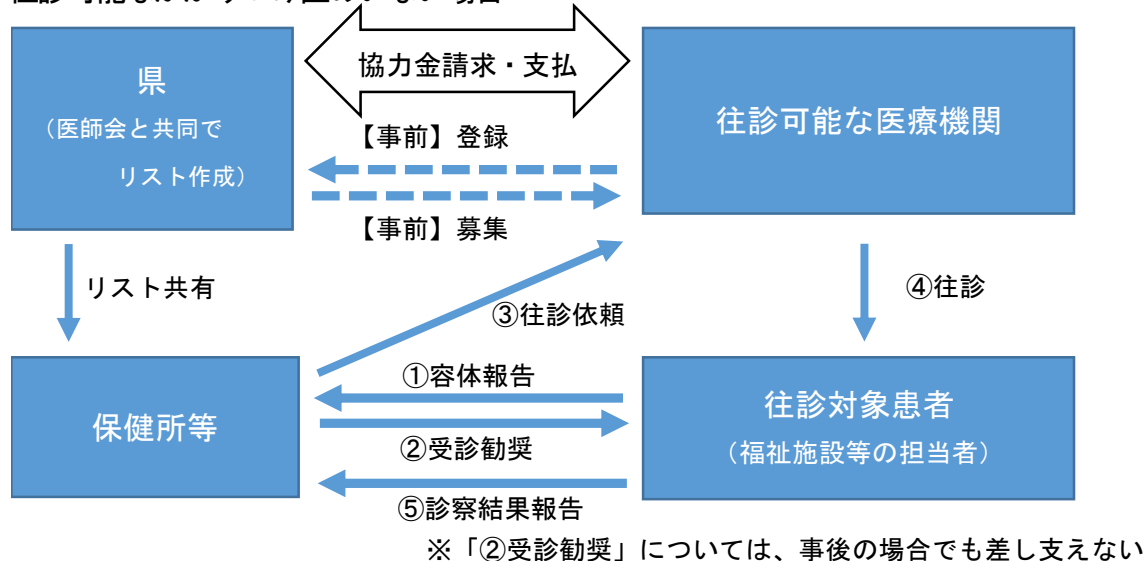
- ・ 支援額 1日あたり 50,000 円（電話再診、オンライン診療のみの場合は除く）
- ・ 支援期間 令和3年4月12日から9月30日

3 具体的な事務手続き

(1) 往診可能なかかりつけ医のいる場合



(2) 往診可能なかかりつけ医のいない場合



4 その他

- ・ 体調が悪化した場合は保健所等が連絡を受け、必要に応じ入院等の調整を行う
- ・ 保健所等は、往診結果について患者から健康観察等において報告を受けるとともに、必要に応じて医療機関等から診察時の状況等の情報提供を受ける
- ・ 県はワクチン接種実施機関に対して、往診医へのワクチン接種に配慮するよう要請するとともに、ワクチン未接種の場合には往診不可としてもかまわない